

アルコール健康障害対策推進基本計画改定の方角性 (1. 教育の振興等)

資料 1 - 3

- これまでのアルコール健康障害関係者会議（第30回～第35回）において出された意見等を踏まえ、次期計画における「1. 教育の振興等」については以下のような方角性としてはどうか。

(基本的施策本文)

- 学校教育等の推進
 - ・ 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、**アルコール依存症当事者やその家族に対する相談支援のガイドライン**等を周知することについて記載してはどうか。
 - ・ 大学等の教職員が集まる会議等において、飲酒に伴うリスク、アルコールハラスメント、20歳未満の者の飲酒防止及び**アルコール依存症当事者やその家族に対する相談支援のガイドライン**等を周知することで、各大学等における入学時のガイダンス等により学生に正しい知識の普及を図る等、**各大学等における取組を促す**ことについて記載してはどうか。
- 職場教育の推進
 - ・ 交通労働災害の防止の観点から、講習等の機会を活用し、**過度な飲酒による影響や飲酒による不適切な状態での動作や判断によって事故や事件を招いてしまう行為などの飲酒に伴うリスクについて**、より一層の理解が進むよう事業者にと組を促すことを記載してはどうか。
 - ・ また、乗務前のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認等について、更なる徹底を図るとともに、各モードの実情に応じて、事業者への情報提供等により、**アルコール・インターロック装置の普及促進を図る**ことについて記載してはどうか。
- 広報・啓発の推進
 - ・ 飲酒習慣ががん・循環器疾患をはじめとする生活習慣病や睡眠に及ぼす影響、職場での労働生産性に及ぼす影響など、アルコール関連問題に関する情報を職域・地域を含む社会全体に対し周知するため、**飲酒ガイドラインの分かりやすい広報資材などを作成**することについて記載してはどうか。
 - ・ 国、地方公共団体、関係団体、事業者等は、**飲酒ガイドラインの内容（飲酒による身体等への影響（年齢・性別・体質等による違い等）や、過度な飲酒による疾病発症・行動面のリスク等に関する情報）**にも重点を置いて啓発することとしてはどうか。